

第8章 ペイオフ解禁について

I ペイオフ凍結

平成14年4月1日より、預金保険で保護される預金等の範囲が、流動性預金である当座預金、普通預金、別段預金を除いて原則に戻り、元本1,000万円までとその利息の合計額となった（いわゆるペイオフの解禁）が、それまでは預金等全額保護の特例措置（ペイオフ凍結）が講じられてきた。

まず、8年の預金保険法の一部改正により、8年度から12年度までの5年の間、預金等全額保護の特例措置が講じられた。これは、個別金融機関の破綻が個別問題に止まらず、金融システム全体の危機につながる懸念があった特別な状況において採られた臨時異例の措置である。また、12年には同じく預金保険法の改正により、12年4月の都道府県所管の協同組織金融機関の国への移管を考慮して、預金等全額保護の特例措置の終了時期が1年延長された。

II 12年の改正預金保険法について

我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るために、金融機関の破綻処理のための恒久的な制度を整備するとともに、預金等全額保護のための交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の1年延長等を行うことに加え、当該特例措置の終了に向けての環境整備の一環として協同組織金融機関の基盤の強化のための措置を盛り込んだ「預金保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第93号）」が12年5月24日に国会で可決・成立し、13年4月1日（一部12年6月30日）から施行された。

この預金保険法改正により、14年3月末日に預金等全額保護の特例措置が終了し、14年4月1日以降の預金保険で保護される預金等の限度額は、保険の対象となる預金等について、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息の合計額（ただし15年3月末までは、流動性預金である当座預金、普通預金、別段預金については引き続き全額保護）となり、元本1,000万円を超える部分及び保険の対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなった。なお、15年4月以降は、保険の対象となる預金等は全てを合算して、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されることとなる。（資料8-1参照）

III ペイオフ解禁に向けた環境整備等

ペイオフ解禁に向けた環境整備については、①金融機関の経営・財務状況に関するディスクロージャーの充実、②金融危機対応のための恒久的なセーフティネットの整備（14年度で15兆円の政府保証枠を用意）、③ペイオフ解禁についての預金者への積極的な広報の推進、④ペイオフ解禁前後における預金シフト等の動向を的確

に把握するための流動性リスクに関するモニタリング体制の強化、等の環境整備を行ってきた。

また、ペイオフ解禁に向けた金融機関の準備として、①破綻時の預金等の迅速な払い戻しのための名寄せの体制整備、②預金者が預金と借入金との相殺を可能とする約款の改正、③万が一の信用不安が生じた場合に対応するための危機管理計画の策定、等の取組みがなされた。

IV ペイオフ解禁

金融庁において、こうしたペイオフ解禁に向けた環境整備等を進めるとともに、金融システムの安定性が損なわれることがないよう、的確な検査・監督を通じ金融機関の健全性の確保に努めてきたところであり、平成14年3月末日をもって流動性預金を除く預金等についての全額保護の特例措置が終了した。（14年4月1日の金融担当大臣談話（資料8-2）を参照）

よって、14年4月1日のペイオフ解禁に伴い、預金保険については、これまでの全額保護という臨時異例の措置から、預金者が自らの判断と責任において金融機関を選択する枠組みに移行することになった。